

ごみ集積場所設置基準

制 定 平成16年9月1日

改 正 平成26年5月1日

目次

I 設置場所について

- 1 共通事項
- 2 一戸建て住宅の建築の場合
 - 2-1 一戸建て住宅の建築に係る共通事項
 - 2-2 開発行為に伴う10戸以上の一戸建て住宅の建築の場合
- 3 共同住宅等（共同住宅、長屋またはワンルーム形式集合建築物）の場合

II 手続・管理体制について

- 1 共通事項
 - (1) 場所の選定
 - (2) 近隣住民との調整
 - (3) 事前協議
 - (4) 収集依頼
 - (5) 私有地通行
 - (6) 輪番制
 - (7) 管理体制
- 2 一戸建て住宅の建築の場合
 - 2-1 一戸建て住宅の建築に係る共通事項
 - (1) 受付表の提出
 - (2) 事前協議
 - (3) 住民説明
 - 2-2 開発行為に伴う10戸以上の一戸建て住宅の建築の場合
 - (1) 法令に基づく手続き
 - (2) 集積場所の寄附
 - 2-3 10戸未満の一戸建て住宅の建築の場合
- 3 共同住宅等（共同住宅、長屋またはワンルーム形式集合建築物）の場合
 - 3-1 共同住宅共通事項
 - (1) 受付表の提出
 - (2) 事前協議
 - (3) 住民説明
 - (4) 歩道等
 - 3-2 10戸未満の共同住宅等の場合
 - 3-3 中高層集合住宅の場合

この設置基準は、市民がごみと資源物を家庭から排出する際の利便性を確保するとともに、収集作業の効率性及び安全性を確保するため、ごみ集積場所（以下「集積場所」という。）の設置に関し、必要事項を定めることにより、市民の良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。

I 設置場所について

1 共通事項

- (1) 場所については、近隣住民と調整の上、集積場所の利用者の話し合いにより、居住している範囲内に決定すること。なお、住宅の建築に伴う場合など、居住者が決定していない場合は、近隣住民と調整した上で、決定すること。
また、必要に応じて町内会の役員や、本市から委嘱を受けている環境事業推進委員に対しても説明を行うこと。
- (2) ガードレールや著しい段差等がなく、収集作業が容易に行える場所であること。
- (3) 原則、勾配がない場所とする。やむを得ず勾配に面した場所に集積場所を設ける場合は、所管の資源循環局収集事務所（以下「収集事務所」という。）（別紙1参照）と協議すること。
- (4) 見通しの悪い場所を避けた位置であること。
- (5) 転回広場のない袋路状道路でないこと。
- (6) おおむね10～30世帯につき1か所とすること。（共同住宅を除く）
- (7) 道路交通法に従い、交差点から5メートル以上離れて、収集車両がごみを収集することができる位置であること等、周辺の交通安全上支障がない場所であること。
- (8) 集積場所敷地内及び、その前面付近には、障害物（電信柱、掲示板類）がないこと。
- (9) 本市が収集に支障がないと判断した場所であること。

2 一戸建て住宅の建築の場合

2-1 一戸建て住宅の建築に係る共通事項

- (1) 集積場所の有効面積は、1戸当たり0.13平方メートル以上とすること。
ただし、ポリ容器を使用する場合は、1戸当たり0.25平方メートル以上とすること。
- (2) 集積場所の形状は、長方形型を基本とし、間口が道路に1.5メートル以上接した位置に設置すること。また、間口より奥行きを短くし、奥行きを0.5メートル以上設けること。
- (3) 雨水、汚水が溜まらない構造とすること。
- (4) 柵を付けた二段積みの構造にしないこと。

2-2 開発行為に伴う10戸以上の一戸建て住宅の建築の場合

開発行為区域内に集積場所の専用用地を確保すること。

3 共同住宅等（共同住宅、長屋またはワンルーム形式集合建築物）の場合

- (1) 収集作業の安全が確保でき、近隣住宅への影響を配慮し、原則として、共同住宅等の敷地内に設置すること。なお、10戸未満の場合は、近隣にある既存の集積場所を使うことを原則とする。
- (2) 1戸当たり有効面積を0.13平方メートル以上とすること。(ごみボックス設置の場合も含む。)ただし、ワンルーム形式集合建築物については、ごみ排出量を勘案し、1戸当たり0.08平方メートル以上とすること。(ポリ容器を使用する場合は、1戸当たり有効面積を0.25平方メートル以上とすること。)
- (3) 集積場所の形状は、長方形型を基本とし、間口が道路に1.5メートル以上接した位置に設置すること。また、間口より奥行きを短くし、奥行きを0.5メートル以上設けること。
- (4) 水栓を設置すること。
- (5) 雨水、汚水が溜まらない構造とすること。
- (6) 棚を付けた二段積みの構造にしないこと。
- (7) 集積場所に屋根、扉を設置する場合は、次の事項を順守すること。
 - ア 屋根やひさしがり出し口側に張り出さない場合は、高さを2.0メートル以上とし、張り出す場合は3.0メートル以上とすること。
 - イ 扉をつける場合は、開口部の高さを2.0メートル以上、幅を1.5メートル以上とし、収集に支障がない構造とすること。
 - ウ 開口部の幅より奥行きが短い形とすること。
 - エ 構造物内において収集車両が作業をする場合は、開口部の高さと同幅を3.0メートル以上とし、十分な換気設備や照明設備を設けること。

II 手続・管理体制について

1 共通事項

(1) 場所の選定

集積場所の新設、移動、分散にあたっては、集積場所の利用者の話し合いにより、居住している範囲内に場所を選定すること。ただし、一戸建て住宅の建築の場合及び共同住宅等の場合を除く。

(2) 近隣住民との調整

ごみの排出については、近隣住民とのトラブルがないよう十分に協議、調整すること。なお、必要に応じて、協議、調整した内容の報告を書面にて収集事務所へ提出すること。

(3) 事前協議

集積場所の新設、移動、分散、廃止等にあたっては、収集事務所と事前協議を行うこと。

(4) 収集依頼

集積場所の新設、移動、分散、廃止等については、収集開始または、廃止を希望する日の1か月前までに「ごみ集積場所（新設・変更等）申請書」（別紙2）を収集事務所に提出すること。

＊ 申請に関しては「提出書類一覧表」（別紙3）を参照すること。

（5）私有地通行

集積場所までの進入路が私道である場合は、地権者の同意を得ること。

（6）輪番制

集積場所を定期的に移動する場合には、原則として、1年間以上の期間とすること。

（7）管理体制

ア 利用者等が、必要に応じて、カラス等の小動物によるごみの飛散を防止するため、ネット等の対策を講じること。

イ ごみボックス等を設置する場合は形状等について事前に収集事務所と協議すること。

ウ 清掃やネット、ごみボックス等及び構造物の維持管理については、集積場所の利用者で行うこと。

2 一戸建て住宅の建築の場合

2-1 一戸建て住宅の建築に係る共通事項

（1）受付表の提出

集積場所を設置する際は、新規住宅建築等調査受付表（別紙4）を収集事務所へ提出すること。

（2）事前協議

一戸建て住宅地の建築主、所有者及び管理者（以下「建築主等」という。）は、設計時から竣工時に至るまでの間、適宜、収集事務所と協議を行うこと。

（3）住民説明

建築主等は、一戸建て住宅等の建築計画を事前に近隣住民に説明し、集積場所の位置等についても理解を得ること。

2-2 開発行為に伴う10戸以上の一戸建て住宅の建築の場合

（1）法令に基づく手続き

開発行為（都市計画法施行令第27条、及び横浜市開発事業の調整等に関する条例第32条に該当するもの）に伴い集積場所を設置する場合には、この設置基準を順守するとともに、法令及び「開発行為に伴うごみ集積場所に関する手続要綱」（以下、「手続要綱」という。）に基づく手続きを行うこと。

【参考】

- ・ 都市計画法施行令第 27 条
主として住宅の建築の用に供する目的で行う 20 ヘクタール以上の開発行為
- ・ 横浜市開発事業の調整等に関する条例第 32 条
20 ヘクタール未満の開発行為で、10 戸以上の一戸建ての住宅の建築の用に供する目的で行うもの

(2) 集積場所の寄附

ア 手続要綱に基づいて設置された集積場所については、開発事業者の申し出がある場合は、横浜市が寄附（無償譲渡）を受納する。ただしこの場合も、日常の維持管理については、集積場所の利用者で行うこととする。

寄附申請にあたっての手続き及び必要書類については、手続要綱を参照すること。

イ 集積場所を横浜市に寄附をする場合は、間口が公道に接しており、地下及び地上に掲示板類、上下水道、電信柱、住宅の基礎等の構造物がない形状とすること。

2-3 10 戸未満の一戸建て住宅の建築の場合

10 戸未満の一戸建て住宅の建築の場合には、地域住民と協議、調整を行い、近隣にある既存の集積場所を使用することを基本とする。

ただし、既存の集積場所の使用が困難な場合には、新たな集積場所を設置することができる。

3 共同住宅等（共同住宅、長屋またはワンルーム形式集合建築物）の場合

3-1 共同住宅共通事項

(1) 受付表の提出

集積場所を設置する際は、新規住宅建築等調査受付表（別紙 4）を収集事務所へ提出すること。

(2) 事前協議

共同住宅の設計時から竣工時に至るまでの間、適宜、収集事務所と協議を行うこと。

(3) 住民説明

建築主等は、共同住宅等の建築計画を事前に近隣住民に説明し、集積場所の位置等についても理解を得ること。

(4) 歩道等

歩道等があり、集積場所に収集車両が直接横付けできない場合には、収集の際に歩行者等の通行に支障がないよう、収集日の当日の朝 8 時まで道路（歩道上）に持ち出すこと。

3-2 10 戸未満の共同住宅等の場合

10 戸未満の共同住宅等については、地域住民と協議、調整を行い、近隣にある

既存の集積場所を使用することを基本とする。

ただし、既存の集積場所の使用が困難な場合には、敷地内に新たな集積場所を設置することも可とする。

3-3 中高層集合住宅の場合

中高層集合住宅（おおむね 200 世帯以上）について、原則、コンテナや自動ごみ貯留排出装置を設置せず、集積場所から直接収集ができる形状とすること。

なお、やむを得ずコンテナ等を設置する場合には、分別排出が徹底できる形状にするとともに、事前に収集事務所と協議すること。

(別紙1)

協 議 先 一 覧

設置する区	協議先		
	名称	住所	電話番号
鶴見区	鶴見事務所	鶴見区小野町39	045-502-5383
神奈川区	神奈川事務所	神奈川区千若町3-1-43	045-441-0871
西区	西事務所	西区浜松町11-4	045-241-9773
中区	中事務所	中区錦町11-2	045-621-6952
南区	南事務所	南区睦町1-1-2	045-741-3077
港南区	港南事務所	港南区港南台8-4-41	045-832-0135
保土ヶ谷区	保土ヶ谷事務所	保土ヶ谷区狩場町355	045-742-3715
旭区	旭事務所	旭区白根2-8-1	045-953-4811
磯子区	磯子事務所	磯子区新磯子町6	045-761-5331
金沢区	金沢事務所	金沢区幸浦2-2-6	045-781-3375
港北区	港北事務所	港北区大豆戸町1238	045-541-1220
緑区	緑事務所	緑区長津田みなみ台5-1-15	045-983-7611
青葉区	青葉事務所	青葉区市ヶ尾町2039-1	045-975-0025
都筑区	都筑事務所	都筑区平台27-2	045-941-7914
戸塚区	戸塚事務所	戸塚区川上町415-8	045-824-2580
栄区	栄事務所	栄区上郷町1570-1	045-891-9200
泉区	泉事務所	泉区和泉町5874-14	045-803-5191
瀬谷区	瀬谷事務所	瀬谷区二ツ橋町548-2	045-364-0561

問い合わせ先：資源循環局業務課 TEL045-671-2551

資源循環局 事務所案内図

鶴見 鶴見区小野町39
事務所 ☎ 045-502-5383

【JR鶴見線】鶴見小野駅から徒歩8分

神奈川 神奈川区千若町3-1-43
事務所 ☎ 045-441-0871

【京急線】神奈川新町駅から徒歩10分

西 西区浜松町11-4
事務所 ☎ 045-241-9773

【相鉄本線】西横浜駅から徒歩5分

中 中区錦町11-2
事務所 ☎ 045-621-6952

【市バス】105系統 横浜駅～「横浜本牧駅」徒歩5分
【市バス】97系統 根岸駅～「三菱本牧工場前」徒歩4分

南 南区睦町1-1-2
事務所 ☎ 045-741-3077

【市営地下鉄】吉野町駅から徒歩8分
【市バス他】桜木町駅・磯子駅～「中村橋」徒歩2分

港南 港南区港南台8-4-41
事務所 ☎ 045-832-0135

【市バス】港南台駅・洋光台駅～
「港南環境センター前」徒歩1分

保土ヶ谷 保土ヶ谷区狩場町355
事務所 ☎ 045-742-3715

【神奈中バス・市バス】戸塚駅・保土ヶ谷駅～
「権太坂上」徒歩10分

旭 旭区白根2-8-1
事務所 ☎ 045-953-4811

【相鉄本線】西谷駅から徒歩18分
【神奈中バス・市バス】西谷駅～「下白根橋」徒歩7分

磯子 磯子区新磯子町6
事務所 ☎ 045-761-5331

【市バス】磯子駅～「新磯子町」徒歩2分
【市バス】根岸駅～「浜」徒歩10分

金沢 金沢区幸浦2-2-6
事務所 ☎ 045-781-3375

【金沢サイドライク】並木中央駅から徒歩15分

港北 港北区大豆戸町1238
事務所 ☎ 045-541-1220

【JR横浜線・市営地下鉄】新横浜駅から徒歩15分

緑 緑区長津田みなみ台5-1-15
事務所 ☎ 045-983-7611

【JR横浜線・東急田園都市線】長津田駅から徒歩10分

青葉 青葉区市ヶ尾町2039-1
事務所 ☎ 045-975-0025

【東急バス・小田急バス】市ヶ尾駅～
「水道局青葉事務所前」徒歩3分

都筑 都筑区平台27-2
事務所 ☎ 045-941-7914

【市営地下鉄】都筑ふれあいの丘駅から徒歩10分

戸塚 戸塚区川上町415-8
事務所 ☎ 045-824-2580

【JR横須賀線】東戸塚駅西口から徒歩18分
【神奈中バス】東戸塚駅～「資源循環局前」徒歩1分

栄 栄区上郷町1570-1
事務所 ☎ 045-891-9200

【神奈中バス】大船駅・金沢八景駅～
「森の家前」徒歩8分

泉 泉区和泉町5874-14
事務所 ☎ 045-803-5191

【相鉄いずみ野線】いずみ野駅から徒歩15分

瀬谷 瀬谷区二ツ橋町548-2
事務所 ☎ 045-364-0561

【相鉄本線】三ツ境駅から徒歩10分

横浜市 資源循環局
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 市庁舎23階

【みなとみらい線】馬車道駅 1C出入口直結
【JR京浜東北根岸線・市営地下鉄】桜木町駅 徒歩3分

※略図の為、ご不明な点がございましたら各事務所までお問い合わせください

年 月 日

ごみ集積場所 (新設 ・ 変更等) 申請書

横浜市資源循環局 事務所長

利用者及び近隣住民と十分協議しましたので、ごみ集積場所について、次のとおり申請します。

申請者 (代表)	名称	
	住所	
	氏名	Ⓜ
	電話番号	

受付番号	—	受付者	
申請集積場所	旧所在地	区	マンション等名称
	新所在地	区	マンション等名称
	世帯数	一戸建て 世帯	共同住宅等 (ファミリー・ワンルーム) 世帯
	自治会等	自治会・町内会	
	内容	新設 ・ 移動 ・ 分散 ・ 廃止 ・ その他()	
	形態	折りたたみネットBOX・飛散防止ネット・バケツ・専用BOX・コンテナ・その他()	
	開始希望日	年 月 日 (曜日)	
	備考		
同意欄※	隣接家 Ⓜ	町内会長等 Ⓜ	環境事業推進委員 Ⓜ

※集積場所が家の前にある場合は、必要に応じて同意する旨の署名、押印をいただく場合があります。

* 収集曜日							現場確認	申請者連絡	地図ページ
燃(前)	プラ	古紙	……	回目	曜日	/	/	—	
燃(後)	缶・びん								

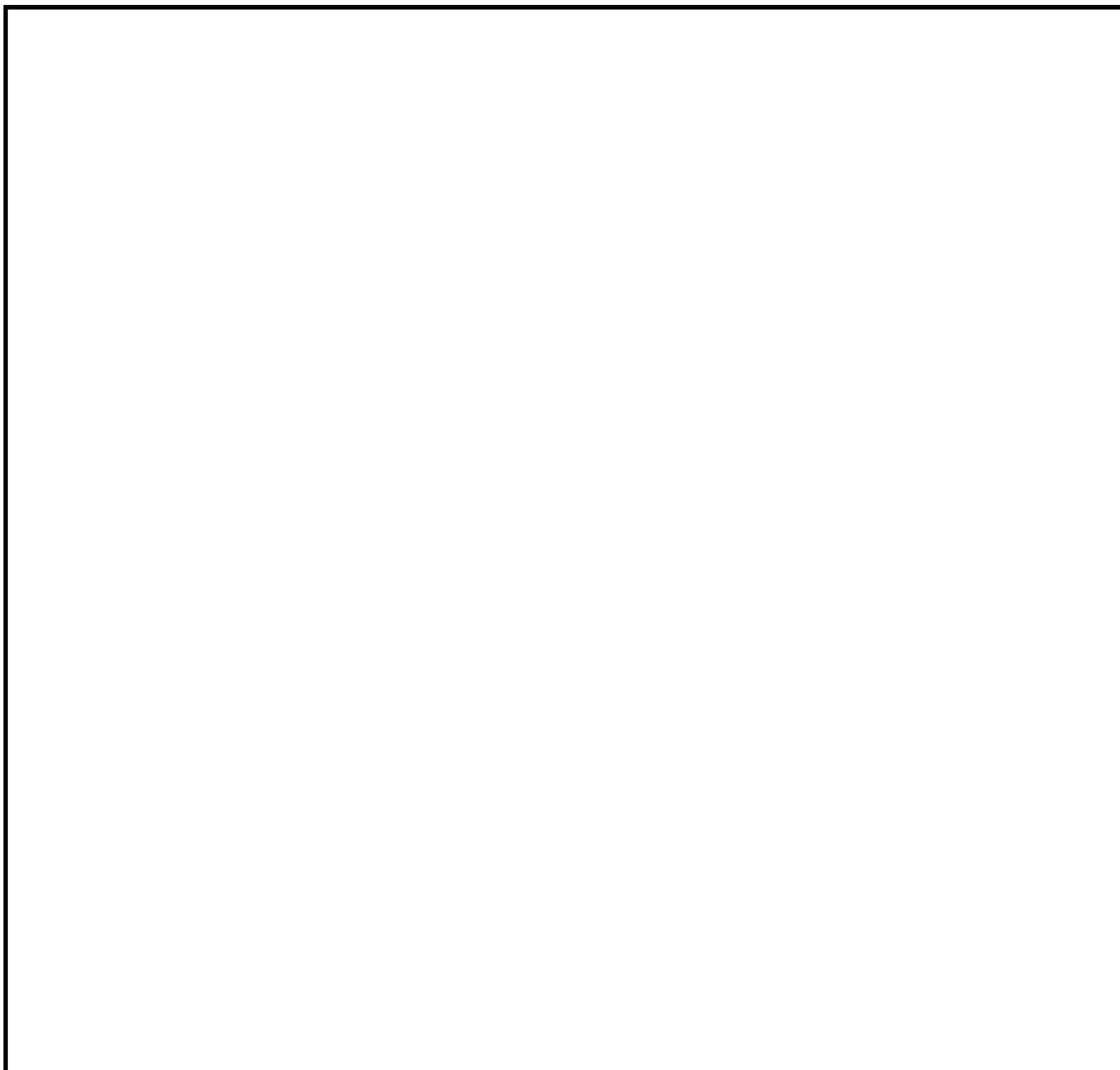
- ①申請者欄及び太枠内は、すべてご記入ください。(裏面の略図には、利用世帯すべて記入。)
- ②集積場所の選定についてはごみ集積場所設置基準に基づき、**利用される方々の総意により居住している範囲内**で選定していただき、収集作業上支障がなければ、ごみ集積場所として収集することとしております。
- ③利用世帯数については、1箇所当たり10～30世帯程度が基準となります。
- ④輪番制を採用する場合は、設置基準に基づき変更するサイクルを1年以上としてください。
- ⑤開始または廃止希望日の**1ヶ月前までに提出してください。**
- ⑥記載事項に疑義が生じた場合は、取り消す場合があります。
- ⑦申請は、郵送または、持参してください。

裏面あり

直近の略図

○現在 ◎希望場所

*備考



※地図を別紙で添付する場合は、「直近の略図」欄に別添とご記入ください。

○ 提出書類一覧

(別紙 3)

	開発行為				その他
	戸建住宅		共同住宅		
	10戸以上	10戸未満	10戸以上	10戸未満	
ごみ集積場所（新設・変更等）申請書	1部	1部	1部	1部	1部
新規住宅建築等調査受付表	2部 _{※1}	2部 _{※3}	2部	2部 _{※3}	—
開発行為に伴うごみ集積場所の設置に関する（新規・変更）協議申出書	1部	—	—	—	—
案内図（付近見取り図）（1/2,500 地形図）	3部 _{※2}	2部 _{※3}	2部	2部 _{※3}	—
土地利用計画図（1/300～1/500）	3部 _{※2}	2部 _{※3}	2部	2部 _{※3}	—
ごみ集積場所詳細図	3部 _{※2}	2部 _{※3}	2部	2部 _{※3}	—

上記は、通常の手続きに必要な書類となりますので、開発行為で変更等がある場合は、要綱をご確認ください。

※₁ 資源循環局収集事務所に提出してください。

※₂ 資源循環局業務課、資源循環局収集事務所及び建築局に1部ずつ必要となります。

※₃ 開発区域内にごみ集積場所を設ける場合に必要となります。

新規住宅建築等調査受付表

事務所【No. — 】

受 付 印

受付日 年 月 日() 受付者[]

名 称				(賃貸 ・ 分譲)
所 在 地	横浜市	区	町	丁目 番地
世 帯 数	一戸建		世帯	
	共同住宅等	ファミリー	世帯	ワンルーム 世帯
集積場所面積	一戸建		m ² ×	箇所
	共同住宅等		m ² ×	箇所(階建 棟)
収 集 方 法	ポリ容器 ・ 袋収集		明細地図	P. —
店 舗 等	有 ・ 無 (事業系ごみは許可業者に収集を依頼することが原則です。)			
入 居 時 期	年	月	日	予定
工 期	年	月	日	～ 年 月 日
設 計 (設 計 者)			来庁者	連絡先 TEL
施 主				連絡先 TEL
管 理 会 社			管理人 有 ・ 無	連絡先 TEL

1 添付書類

次の図面を各2部ずつ添付してください。

- (1) 付近見取り図
- (2) 配置図
- (3) 詳細図 (ごみ集積場所の立面図を含む)

2 設置基準

「ごみ集積場所設置基準」(平成16年9月1日制定)に基づき設置してください。

3 その他の確認事項

- (1) 建築計画を事前に近隣住民に説明し、トラブルのないようごみ置場の位置等についても十分に説明し、理解を得るようにしてください。
- (2) 事前協議や設計に変更があった場合は、速やかに再協議してください。
- (3) 一時多量ごみ、及び引っ越しごみは、自己処理または管理者の責任において処理してください。
- (4) 入居1か月前に、ごみ集積場所申請書(別紙2)を持参し、必ず来所してください。
- (5) 後日のトラブル防止のため、上記の項目を施主及び管理会社に必ず引き継いでください。
- (6) 完成後のごみ集積場所について協議事項と違う場合、収集出来ないこともあります。

【その他協議事項】
